●意見書の提出について【重要】

- ・「利害関係者」は、縦覧に供された換地計画について意見がある場合において、縦覧期間中に意見書を提出することが出来ます。
- ・意見書は、「仙台市長」宛に書面(任意様式)で、持参又は郵送により提出して下さい。
- ・意見書には、<u>住所、氏名、電話番号、事業の名称、意見、作成日</u>を書いてく ださい。
- ・「利害関係者」とは、事業地区内の土地の所有権等を有する関係権利者(抵当権者・地役権者なども含む。)及び事業地区内に存する建物の占有者などとなります。

《事業の名称》

仙塩広域都市計画事業 仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業

《意見書の提出期限》

令和3年5月19日(水)まで(持参の場合は同日午後5時まで) ※郵送の場合は、5月19日(水)の消印有効 ※Eメール・FAXによる意見書の提出はできません。

《意見書の提出先》

〒980 - 8671

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎(アーバンネット勾当台ビル)3階 仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

◆令和3年度第1回保留地販売について

令和3年度販売する保留地は、別添「**保留地販売箇所図**」となり、「抽選方式(市提示売却価格)」にて販売いたします。

「抽選方式」による販売に際し、5月6日(木)から6月10日(木)まで申し込みを受け付けますが、複数の申し込みがあった場合においては、公開で抽選(抽選日:6月22日(火))により決定することとなります。

※詳細は別添「令和3年度第1回保留地販売に係る応募要領」をご覧ください。

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

住所: 〒980-8671 仙台市青葉区二日町 1番 23号

二日町第四仮庁舎(アーバンネット勾当台ビル)3階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email:fko002250@city.sendai.jp

蒲生北部復興

VOL 62 👭

区画整理だより

発行: 仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課 令和 3 年 4 月 28 日 https://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html

新年度を迎えて

日頃より蒲生北部整備事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうご ざいます。

うららかな春の日差しが心地よい季節を迎えましたが、新型コロナウイルス の感染が拡大しており、日常の生活が厳しい状況下において、ご不便な生活をお 送りしていることと存じます。

その中で、蒲生北部整備事業におきましては、土地区画整理事業の実質的な完了とする『換地処分』を今年秋頃に行うため、様々な手続きを進めているところですが、『区画整理だより』にて、皆様にスケジュールや、手続きの内容などについて、お伝えして参りますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新体制

当課の新年度の体制につきましては、退職、異動により2名転出しましたが、 他の職員は継続して事業を進めて参りますので、よろしくお願い申し上げます。

【主 幹】 宍戸 邦雄(退職) : 【工事係主任】 一條 勝(異動)

今回の「区画整理だより」は以下の内容についてお知らせいたします。

- ◆事業完了までの流れ
- ◆第18回 土地区画整理審議会の概要について
- ◆換地計画(案)の縦覧と意見書の提出について
- ◆令和3年度第1回保留地販売等について

◆事業完了までの流れ

蒲生北部整備事業の完了に向けた、今後の手続き等は下記の流れにより進めて まいります。

土地区画整理審議会(4/27) 換地計画について意見を伺い、 同意をいただきます。



換地計画(案)の縦覧(5/6~5/19)縦覧期間中に意見書を提出することができます。

【今回お知らせする内容】

※意見書を提出できる方 ⇒「利害関係者」の方々。

※提出する意見とは

⇒縦覧に供している換地計画の内容について。

【詳細はP4参照】



換地計画の決定(5~6月予定) <u>縦覧、意見書の処理後、</u> 換地計画が決定します。

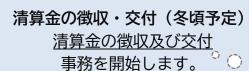


換地処分の通知(7月頃予定)[○] 決定した換地計画の内容を 皆様に通知します。



換地処分の公告(秋頃予定)○ 公告の日の翌日から換地が 従前の土地として扱われます。





書き換えます。

【次号以降で詳細を掲載予定】

※お送りする書類等

- •「各筆換地明細書」
- •「各筆各権利別清算金明細書」
- ・「換地図」「位置図」など

【次号以降で詳細を掲載予定】

※「換地処分の効果」

- ・「換地処分の公告」の日の翌日か
- ら、整理前の権利が整理後の土地に 移行
- 清算金の額及び対象者が確定。

【次号以降で詳細を掲載予定】

※法務局備え付けの土地・建物の登 記簿等の書き換え(仙台市⇔法務局)

【次号以降で詳細を掲載予定】

※清算金の徴収・交付

0

- ・対象者の皆様に「清算金確定通知書」を送付。
- ・分割納付手続きのご案内など。

◆第 18 回土地区画整理審議会の概要について

第 18 回仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理審議会を令和 3 年 4 月 27 日(火)に開催し、下記の議事及び議案について、本審議会にお諮りし、委員の皆様から意見等を頂戴いたしました。

その中でも【諮問第31号】及び【諮問第32号】は「**換地計画を決定**」するための重要な議案でありますが、審議の結果に基づき縦覧手続きを行うこととなりました。

議事

(1) 仮換地の軽微な変更に関する報告

議案

- (1) 【諮問第30号】評価員の選任について同意を求める件
- (2) 【諮問第31号】縦覧に供すべき換地計画の作成について意見を求める件
- (3)【諮問第32号】換地計画の軽微な修正又は変更の取り扱いについて同意を求める件

◆換地計画(案)の縦覧と意見書の提出について

- ●換地計画(案)の縦覧について【重要】
 - 縦覧期間:令和3年5月6日(木)~令和3年5月19日(水)
 - · 縦覧場所:都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課(下記案內図参照)
 - ・縦覧時間:午前9時00分~午後5時00分まで(十・日を含む)



-3-

仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業地内

令和3年度 第1回保留地販売にかかる 抽選参加申込みのご案内 (応募要領)

仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課 〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎 (アーバンネット勾当台ビル)3階

> TEL: 022-214-8031 FAX: 022-214-1006 Email: fko002250@city.sendai.jp

令和3年度 第1回保留地販売に係る抽選参加申込みのご案内

対象保留地と売却価格 (位置等については別紙図面をご確認ください。)

保留地番号	街区	• 画地	地積	売却価格	(m²単価)
R3-C-1	1ブロック	6ロット	$1{,}977\mathrm{m}^{2}$	82,243,200円	(41,600円/㎡)
R3-C-2	3ブロック	2-2ロット	3,868m²	169,031,600円	(43,700円/㎡)
R3-C-3	3ブロック	8-3ロット	1,866m²	81,544,200円	(43,700円/㎡)
R3-C-4	5ブロック	7ロット	608m²	24,806,400円	(40,800円/㎡)
R3-C-5	9ブロック	7ロット	808m²	32,966,400円	(40,800円/㎡)
R3-C-6	10ブロック	1-1ロット	$3,\!823\mathrm{m}$	155,978,400円	(40,800円/㎡)
R3-C-7	15ブロック	4ロット	$2{,}183\mathrm{m}$	89,284,700円	(40,900円/㎡)
R3-C-8	19ブロック	4ロット	$2,\!203\mathrm{m}$	89,001,200円	(40,400円/㎡)
R3-C-9	19ブロック	12ロット	913m²	37,250,400円	(40,800円/㎡)
R3-C-10	21ブロック	9ロット	$374 ext{m}^{2}$	15,259,200円	(40,800円/㎡)
R3-C-11	23ブロック	6ロット	$1,\!685$ m $^{\circ}$	73,634,500円	(43,700円/㎡)
R3-C-12	28ブロック	5ロット	1,883m²	74,566,800円	(39,600円/㎡)
R3-C-13	29ブロック	6-1ロット	$1{,}952$ m $^{\circ}$	85,302,400円	(43,700円/㎡)
R3-C-14	29ブロック	11-2ロット	2,066m²	81,813,600円	(39,600円/㎡)
R3-C-15	29ブロック	12ロット	$2,\!020$ m²	77,568,000円	(38,400円/㎡)
R3-C-16	31ブロック	2ロット	$2,\!329\mathrm{m}$	100,612,800円	(43,200円/㎡)

対象保留地の都市計画等

(R3-C-8、R3-C-9、R3-C-10 及び R3-C-11) 工業地域、指定容積率 200%、指定建ペい率 60%、 蒲生北部地区被災市街地復興推進地域、蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業、災害危 険区域、屋外広告物条例第二種許可地域

(R3-C-8、R3-C-9、R3-C-10 及び R3-C-11 以外) 準工業地域、指定容積率 200%、指定建ペい率 60%、第 4 種高度地区、準防火地域、大規模集客施設制限地区、蒲生北部地区被災市街地復興推進地域、蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業、災害危険区域、屋外広告物条例第二種許可地域

(R3-C-2、R3-C-3、R3-C-13、R3-C-15 及びR3-C-16) 保留地内に未調査の埋蔵文化財包蔵地が存在します。

(R3-C-1、R3-C-6 及び R3-C-14) 未調査の埋蔵文化財包蔵地に隣接しています。

スケジュール

5月6日(木)~6月10日(木) 現地確認期間

|3ページ「1. 現地確認期間」参照

 \bigcirc

5月6日(木)~6月10日(木) 抽選参加申込みの受付期間 3ページ「2. 抽選参加の申込み」参照

6月18日(金)頃 市から抽選申込者へ、申込受理確認通知書を送付

_

4ページ「3. 申込受理確認通知書の送付」参照

6月22日(火)

抽選

4 ページ「4. 抽選」参照

 \bigcirc

6月下旬 市から抽選参加者へ、売却決定通知書等を送付

√}

| 5ページ「5. 当選決定通知書、売却決定通知書等の送付」参照

7月中旬

契約保証金の納入期間

 \bigcirc

5ページ「5. 当選決定通知書、売却決定通知書等の送付」参照

7月下旬

契約

5 ページ「6. 契約」参照

 \bigcirc

7月下旬以降

売買代金の納入、土地の引渡し

6ページ「7. 土地の引渡し」参照

説明事項

1. 現地確認期間

令和3年5月6日(木)から令和3年6月10日(木)まで、今回販売する保留地に、保留地番号などを記載した看板を設置します。現地までの経路については別紙案内図をご覧ください。 なお、現状での販売ですので、申込み前に必ず現地を確認してください。

お問い合わせについては平日の午前9時から午後5時までにお願いします。

2. 抽選参加の申込み

2-1. 抽選参加資格

- (1) 次のいずれかに該当する方は、抽選参加資格を有しません。
 - 成年被後見人
 - ・ 保佐人の同意又はこれに代わる許可を得ていない被保佐人
 - 契約の締結に関し補助人の同意を得ることを要する被補助人で当該同意又はこれに代わる許可を得ていない方
 - 破産者で復権を得ない方
 - ・ 仙台市税を滞納している個人、法人
 - ・ 仙台市税に係る市長に対する申告を行っていない法人(当該申告の義務を有する法人に 限る)
 - ・ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱に掲げている措置要件に該当する個人、法人
 - ・ 過去に正当な理由がなくて、保留地の処分に係る契約を締結しなかった方及び締結した 契約を履行しなかった方
- (2) 同一保留地について同一人(法人)が2件以上の申込みをした場合は無効となります。また、申込者本人と同一世帯の方が同一保留地に申込をした場合も無効になります。
- (3) 抽選参加申込み後に抽選参加資格を有しなくなった場合には、その方との売買契約は締結しません。

2-2. 抽選参加申込みの受付期間

・ 令和3年5月6日(木)から令和3年6月10日(木)まで(土曜日、日曜日を除く午前9時から

午後 5 時まで)4 ページ「2-4. 抽選参加申込みに必要な書類」に記載している書類の**直接 持参**又は**郵送**により受け付けます。

- 持参される場合は、あらかじめ電話等でご連絡いただきますようお願いします。
- ・ 郵送による申込みの場合は、配達証明付き簡易書留でお送りください。令和3年6月10日 (木)到着分まで受け付けます。

2-3. 受付場所

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番23号 仙台市役所 二日町第四仮庁舎(アーハ・ンネット勾当台ビル)3階

蒲生北部整備課 電話:022-214-8031 FAX:022-214-1006

2-4. 抽選参加申込みに必要な書類

申込み受付期間内に、下記書類に記名押印のうえ、お申込みください。

保留地抽選申込書、誓約書兼市税納付状況確認同意書については、仙台市蒲生北部整備課のホームページ(※)に掲載しております。(郵送を希望する方は、蒲生北部整備課あて電話にてご連絡ください。)

※ホームページの URL: https://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html

[個人として抽選に参加しようとする場合]

• 保留地抽選申込書

【蒲生北部整備課のホームページに掲載・郵送での取寄せも可能】

・ 世帯全員の住民票の写し(発行日から3ヶ月以内のものに限る。)

【窓口:住所が仙台市の場合は区役所戸籍住民課】

・ 印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内のものに限る。)

【窓口:住所が仙台市の場合は区役所戸籍住民課】

・ 本籍地の市町村が発行する「身分証明書」又は「身元証明書」(発行日から3ヶ月以内のものに限る。) 【窓口:本籍地が仙台市の場合は区役所戸籍住民

課】

【窓口:法務局】

- ・ 法務局が発行する「成年被後見人、被保佐人、被補助人として登記されていないことの証明 書」(発行日から3ヶ月以内のものに限る。) 【窓口:法務局】
- 誓約書兼市税納付状況確認同意書

【蒲生北部整備課のホームページに掲載・郵送での取寄せも可能】

[法人として抽選に参加しようとする場合]

- ・ 保留地抽選申込書 【蒲生北部整備課のホームページに掲載・郵送での取寄せも可能】
- ・ 商業登記簿現在事項全部証明書または商業登記簿履歴事項全部証明書(発行日から3ヶ月以 内のものに限る。) 【窓口:法務局】

・ 印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のものに限る。)

• 誓約書兼市税納付状況確認同意書

【蒲生北部整備課のホームページに掲載・郵送での取寄せも可能】

3. 申込受理確認通知書の送付

・仙台市では申込書と添付書類を審査し、抽選への参加を認める場合には、申込受理確認通知書(申 込者が単独だった場合は当選者となったこと、申込者が複数だった場合は抽選日時、場所が記 載された文書)を送付します。

4. 抽選

4-1. 抽選日時・場所

・ 応募者が複数の場合は抽選により当選者1名と、優先順位を定めて5名以内の補欠者を決定します。

- ・ 令和3年6月22日(火)10時から、**仙台市役所本庁舎5階第2会議室(仙台市青葉区国分町3** 丁目7-1)にて行います。(詳細は申込受理確認通知書でお知らせします。)
- 抽選の実施が困難な事情が生じた場合は、抽選を延期又は中止する場合があります。その場合、抽選に参加しようとした方が損失を受けても、市は補償の責めを負いません。

4-2. 当選者の決定

・ 抽選の結果をもって、当選者を決定します。

5. 当選決定通知書、売却決定通知書等の送付

5-1. 当選決定通知書、売却決定通知書等の送付

- ・ 当選された方には、当選決定通知書、売却決定通知書及び契約保証金の納入通知書を送付します。
- ・ 補欠者もしくは落選された方には、その旨を記載した抽選結果通知書を送付します。
- ・ 契約保証金の金額は、売却決定通知書に記載する、売買価格の10%以上の金額です。
- ・ 納期限までに納入通知書により、<u>ゆうちょ銀行を除く仙</u>台市指定金融機関等の窓口で納入してください。

5-2. 契約保証金の納入

保留地番号	街区	• 画地	契約保証金
R3-C-1	1ブロック	6ロット	8,230,000 円
R3-C-2	3ブロック	2-2 ロット	16,910,000 円
R3-C-3	3ブロック	8-3 ロット	8,160,000 円
R3-C-4	5ブロック	7ロット	2,490,000 円
R3-C-5	9ブロック	7ロット	3,300,000 円
R3-C-6	10 ブロック	1-1 ロット	15,600,000 円
R3-C-7	15 ブロック	4ロット	8,930,000 円
R3-C-8	19 ブロック	4ロット	8,910,000 円
R3-C-9	19 ブロック	12 ロット	3,730,000 円
R3-C-10	21 ブロック	9ロット	1,530,000 円
R3-C-11	23 ブロック	6ロット	7,370,000 円
R3-C-12	28 ブロック	5ロット	7,460,000 円
R3-C-13	29 ブロック	6-1 ロット	8,540,000 円
R3-C-14	29 ブロック	11-2 ロット	8,190,000 円
R3-C-15	29 ブロック	12 ロット	7,760,000 円
R3-C-16	31 ブロック	2ロット	10,070,000 円

6. 契約

6-1. 契約日時

• 令和3年7月下旬予定

6-2. 契約時に持参するもの

- ・ 契約保証金の納付書兼領収書(納入通知書の一部。金融機関等から押印されたもの。)
- ・ 実印又は登録された代表者印
- 収入印紙(印紙の金額は、売却決定通知書に記載します。)

6-3. 売買代金の納入

- ・ 売買代金に契約保証金を充当しますので、売買代金から契約保証金を差し引いた残額を、契約日から60日以内に納入していただきます。
- ・ 納入通知書を送付しますので納期限までに、<u>ゆうちょ銀行を除く</u>仙台市指定金融機関等の窓口で納入してください。

6-4. 契約上の特約

・ 購入者が契約条項に違反したことにより契約が解除されたときは、契約保証金を返還しません。

7. 土地の引渡し

- ・ 土地の引渡しは、売買代金の納入が確認された後に行います。納入の確認には、納入後から 1週間程度の日数を要します。納入の確認後、引渡しの日程について、蒲生北部整備課から 購入者へ連絡します。
- ・ 土地の引渡しは、現地にて行います。境界杭、公共ます等を確認いただき、確認後に必要な書類に押印をいただきます。
- ・ 保留地内に管理上の防砂ネットが設置されている保留地については、現状での引き渡しとなります。
- ・ 土地の引渡し後は、購入者において保留地の管理を行ってください。
- ・ 引渡し後の保留地に対する公租公課(不動産取得税、固定資産税等)は、購入者の負担となります。
- ・ 保留地内に NTT の電柱や支線のある保留地については、別途、NTT との占用契約が必要となります。

8. 注意事項

8-1. 建物等の建築

・ 引渡し後の保留地に建物や工作物を建築する際等は、事前に土地区画整理法第76条に基づく 仙台市長の許可が必要となりますので、蒲生北部整備課にご相談ください。

8-2. 所有権移転登記

- ・保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法に基づき、換地処分公告の日の翌日以降になります。
- 所有権移転登記に要する費用は、購入者の負担となります。

8-3. 精算金

・ 土地区画整理事業換地処分時における出来形確認測量の結果、保留地の地積に増減が生じた 場合は、出来形確認測量による地積に売買契約時の平方メートル当たり単価を乗じて算出し た金額を、売買価格として精算します。その際はあらためてご連絡いたします。

8-4. その他

- ・ 所有権移転登記が完了するまでの間は、保留地に権利の設定(抵当権の設定等)ができません。売買代金等の支払いのために金融機関から融資を受けようとする方は、この入札の申込み前に、あらかじめ金融機関にご相談ください。
- ・保留地の処分に関して、法令、規則及び仙台市の条例、要綱並びにこの「申込みのご案内」に 定めのない事項は、仙台市長が定めます。
- ・ 本対象保留地は、土壌汚染対策法に基づく調査及び任意の調査を行っておりません。
- ・ 本対象保留地の地盤調査は行っておりませんが、近隣の調査結果についてお伝えすることができます。
- ・ 蒲生北部地区は、県等の関係機関と連携して行っている堤防等の津波防災施設の計画を考慮してもなお、平均満潮位時における平成23年3月11日の津波(L2クラス)の津波シミュレーションの結果で4mを超える浸水深が想定されています。詳しくは下記のホームページに掲載しているパンフレット「仙台市蒲生北部地区 保留地及び市有地のご案内」をご覧ください。

https://www.city.sendai.jp/gamo-

kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html

・地区内のほぼ全域が洪水浸水想定区域に指定されております。詳しくは下記のホームページ

「仙台防災ハザードマップ」をご覧ください。 https://www.city.sendai.jp/anzensuishin/kurashi/anzen/saigaitaisaku/hazardmap.html ・ 令和元年東日本台風(台風19号)の際には、地区内において床上浸水等の被害が発生しま した。詳しくは、「区画整理だより第58号」(下記のホームページに掲載中)をご覧ください。 https://www.city.sendai.jp/gamo-

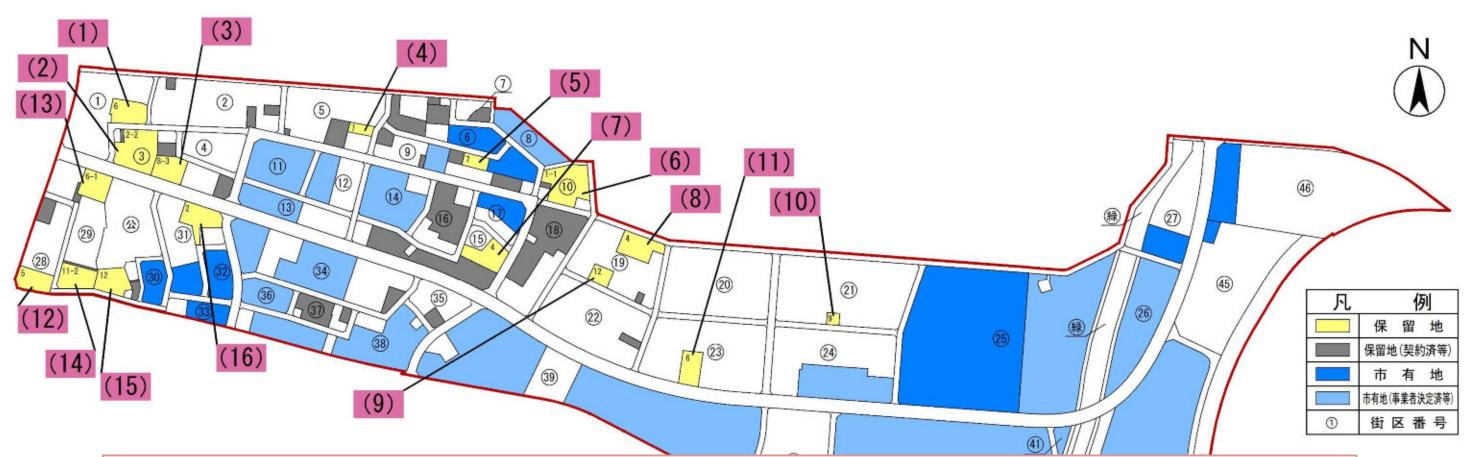
kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html

以上

令和3年度第1回保留地販売箇所図

◆令和3年度第1回の保留地販売について

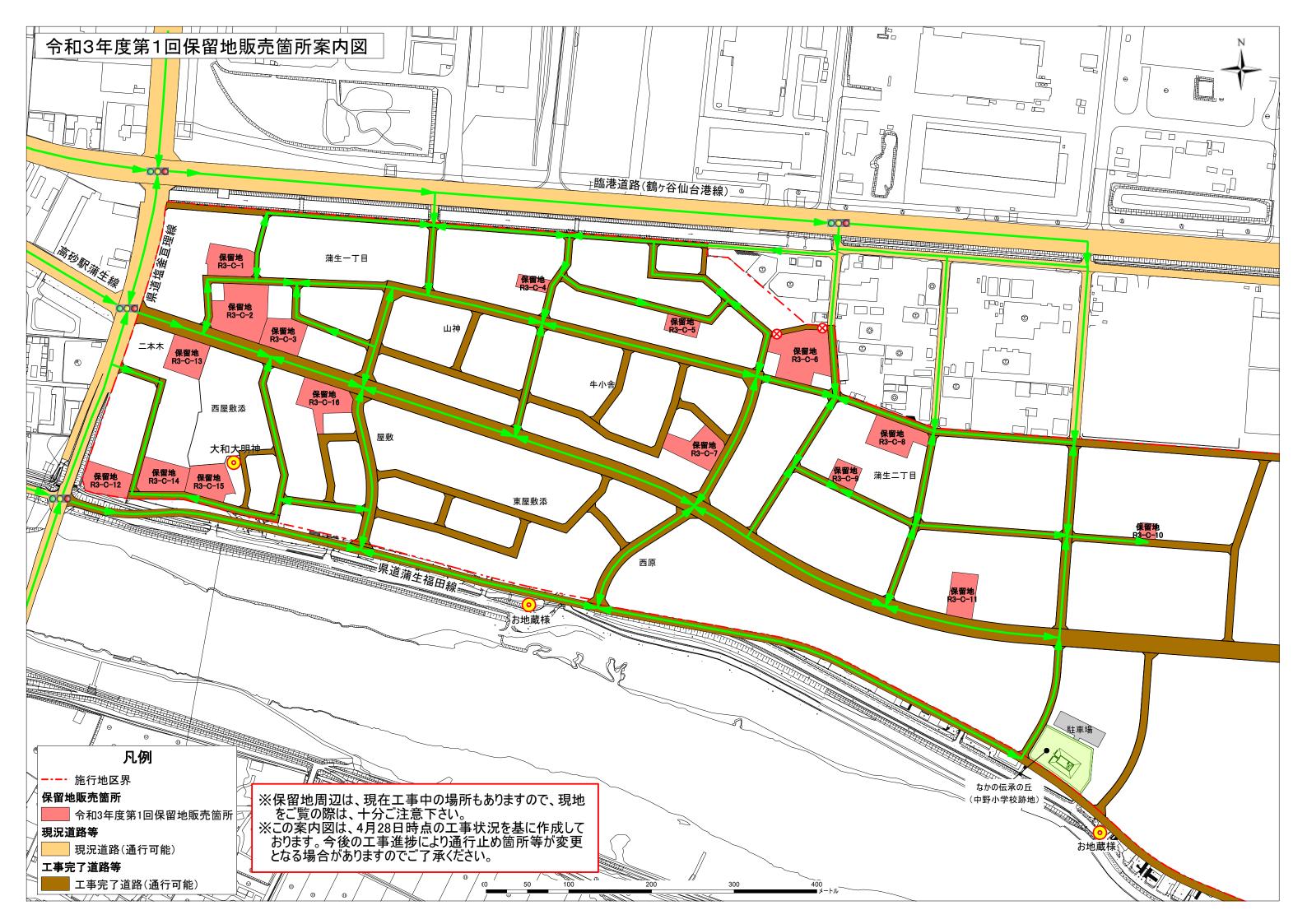
16 区画について、一般販売を行います。



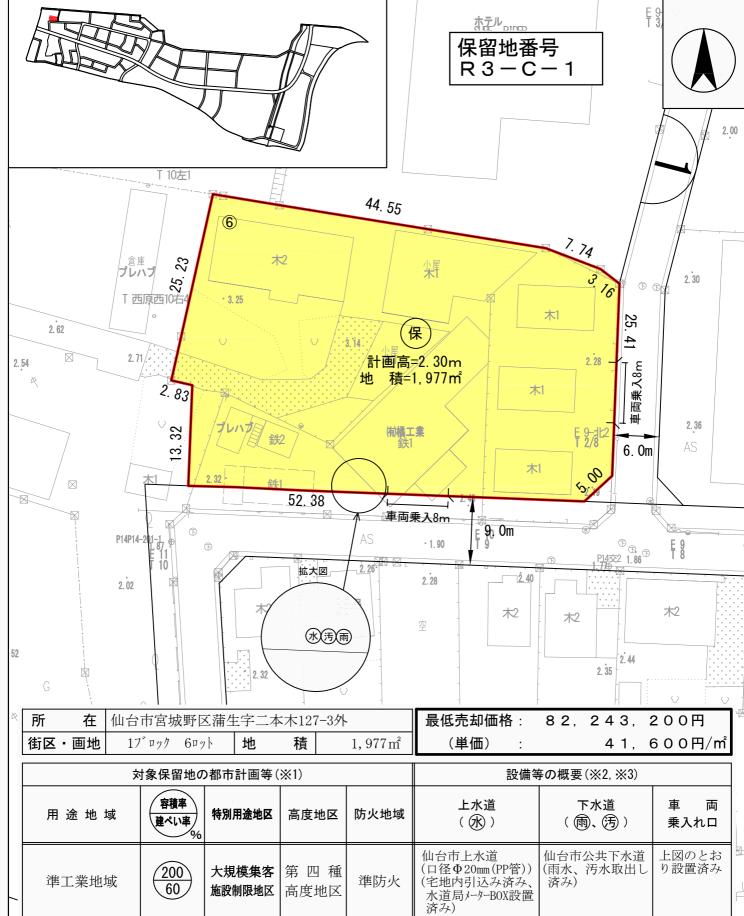
AH.	HI-	\rightarrow
	販	\Rightarrow
加又	WIX	· // `.

図面番号	保留地 番号	街区 番号	画地 番号	地積 (*) (m²)	売却価格 (円)	用途 地域	建ペい率、 容積率
(1)	R 3-C-1	1	6	1,977	82, 243, 200		
(2)	R 3-C-2	3	2-2	3,868	169, 031, 600		
(3)	R 3-C-3	3	8-3	1,866	81, 544, 200	淮 丁 坐	
(4)	R 3-C-4	5	7	608	24, 806, 400	準工業地域	
(5)	R 3-C-5	9	7	808	32, 966, 400		
(6)	R 3-C-6	10	1-1	3,823	155, 978, 400		
(7)	R3-C-7	15	4	2, 183	89, 284, 700		建ペい率
(8)	R 3-C-8	19	4	2, 203	89, 001, 200		60%
(9)	R 3-C-9	19	12	913	37, 250, 400	工業	容積率
(10)	R 3-C-10	21	9	374	15, 259, 200	地域	200%
(11)	R 3-C-11	23	6	1,685	73, 634, 500		
(12)	R 3-C-12	28	5	1,883	74, 566, 800		
(13)	R 3-C-13	29	6-1	1,952	85, 302, 400	淮 丁 北	
(14)	R 3-C-14	29	11-2	2,066	81, 813, 600	準工業 地域	
(15)	R 3-C-15	29	12	2,020	77, 568, 000		
(16)	R 3-C-16	31	2	2, 329	100, 612, 800		

(*) 現時点の計画上の地積となります。



仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 保留地明細図 S=1:500

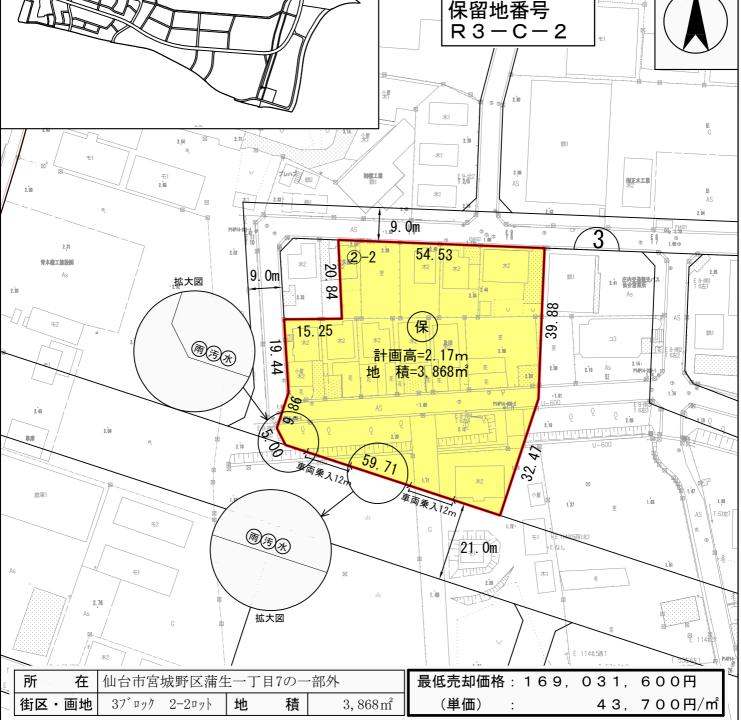


※1:災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません。

※2:宅地の地耐力は、従前地同等以上(30kN/㎡程度)で整地工事を行っていますが、建築工事に伴う土質試験の結果による地盤改良若しくは基礎杭等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 ※3:保留地購入後の土地利用により、供給処理施設等(下水道桝(汚水・雨水)・水道給水管・車両乗入れ等)の撤去又は新環、港設、位置変更等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 しては、各管理者に諸手続きを行うとともに、変更図面等を蒲生北部整備課に提出してください。

※4:保留地内にNTTの支線があるため、別途NTTとの占用手続きが必要となります。

仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 保留地明細図 S=1:1000 ホテル SURF RIDER プログ 保留地番号 R3 - C - 2

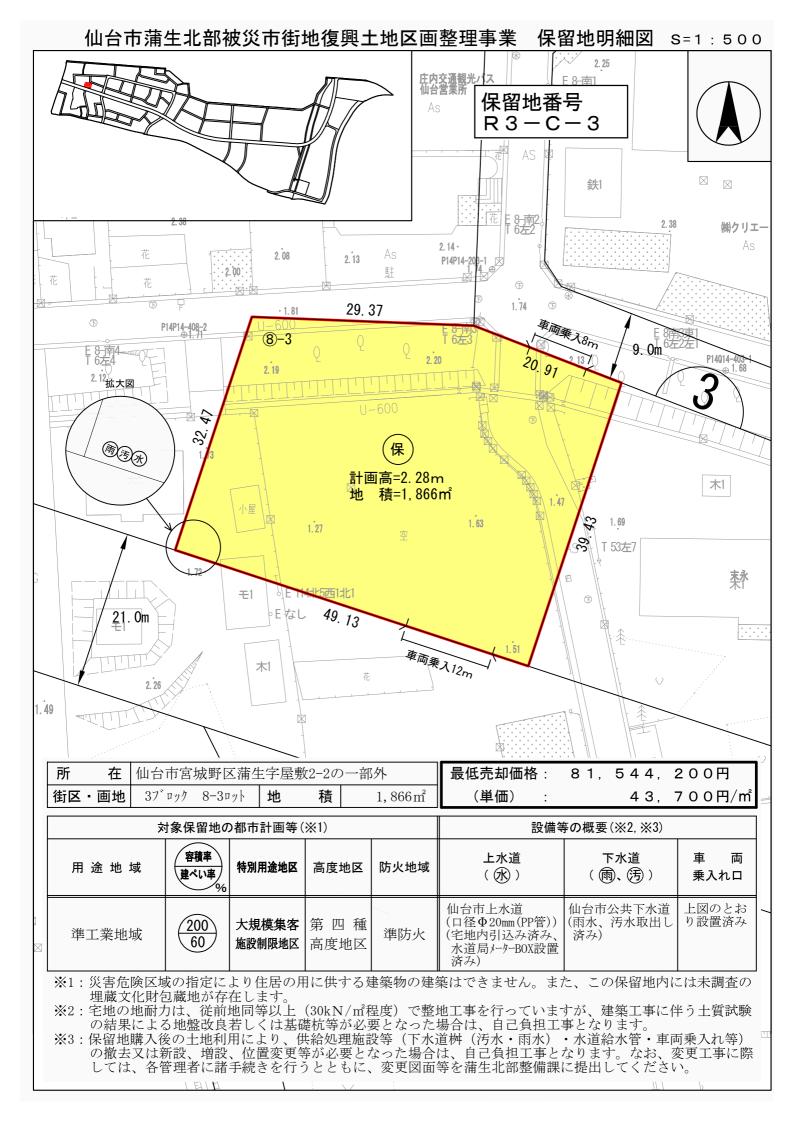


	対象保留地の都市計画等(※1)					設備等の概要(※2, ※3)			
	用途地域	容積率 建ぺい率 %	特別用途地区	高度地区	防火地域	上水道 (永)	下水道 (雨、汚)	車 両乗入れ口	
?	準工業地域	200	大規模集客施設制限地区	第四種高度地区	準防火	仙台市上水道 (口径Φ20mm(PP管)) (宅地内引込み済み、 水道局メーターBOX設置 済み)	仙台市公共下水道 (雨水、汚水取出し 済み)	上図のとお り設置済み	

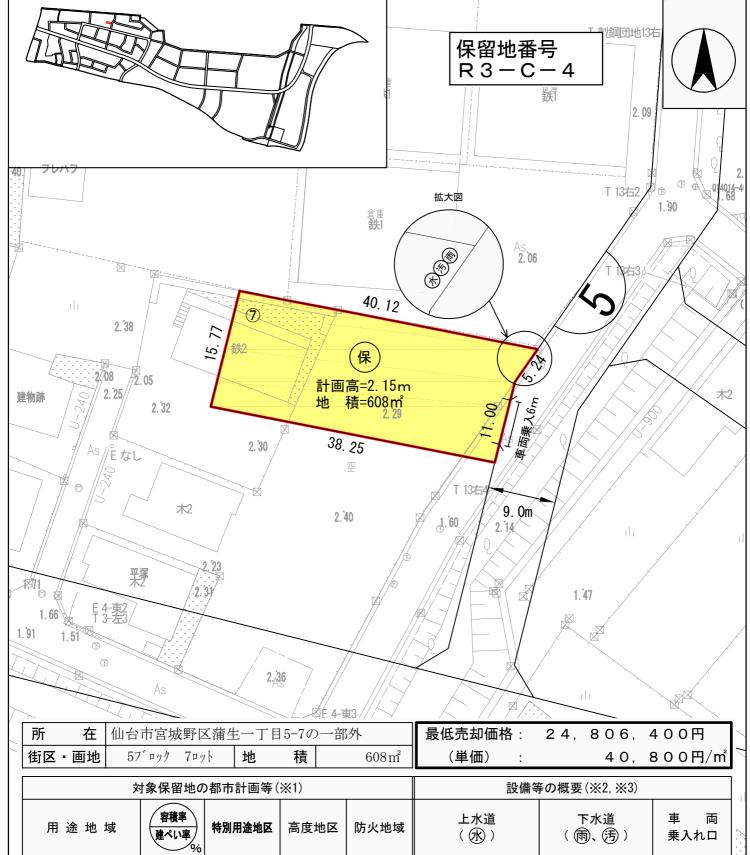
※1:災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません。また、この保留地内には未調査の

埋蔵文化財包蔵地が存在します。 ※2:宅地の地耐力は、従前地同等以上(30kN/m²程度)で整地工事を行っていますが、建築工事に伴う土質試験

※2. 七地の地間分は、使前地間等以上(30kk//間程度)で登地工事を行っていますが、建業工事に伴う工資試験 の結果による地盤改良若しくは基礎杭等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 ※3:保留地購入後の土地利用により、供給処理施設等(下水道桝(汚水・雨水)・水道給水管・車両乗入れ等) の撤去又は新設、増設、位置変更等が必要となった場合は、自己負担工事となります。なお、変更工事に際 しては、各管理者に諸手続きを行うとともに、変更図面等を蒲生北部整備課に提出してください。



仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 保留地明細図 S=1:500

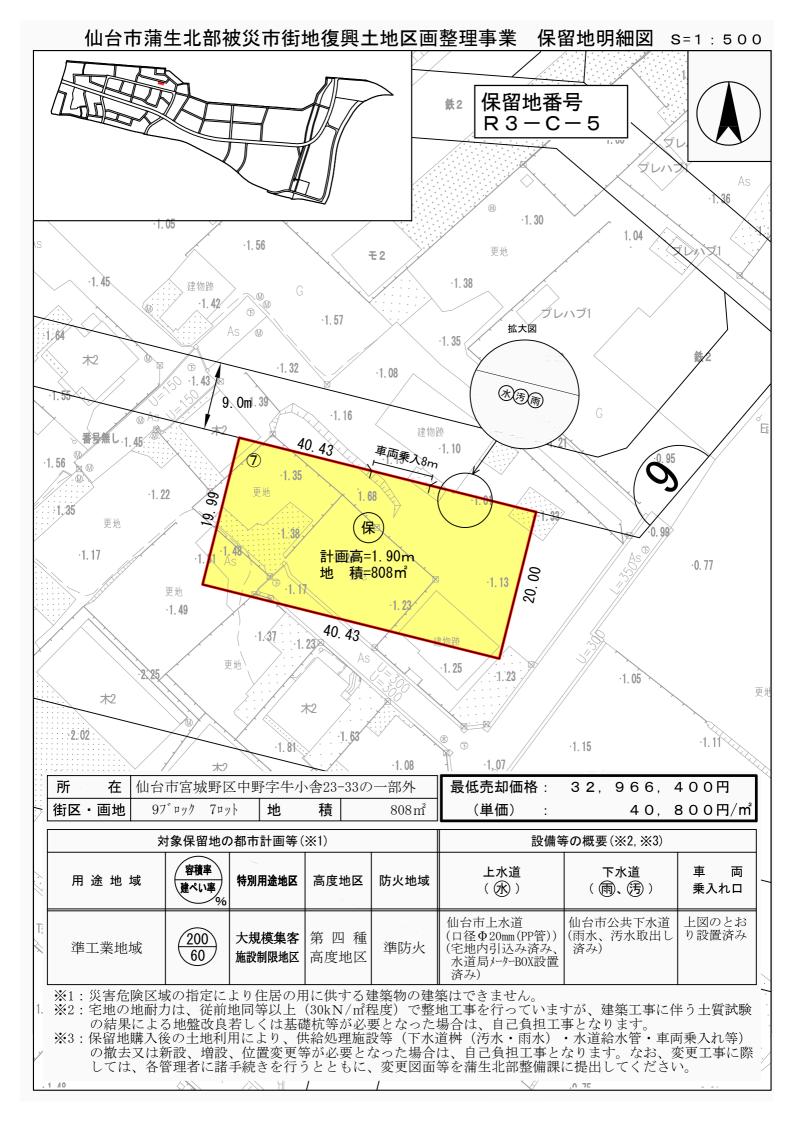


^	3 × × H 10 v		A 1/	以拥守的恢安(公2,公5)				
用途地域	容積率建ペい率%	特別用途地区	高度地区	防火地域	上水道 (永)	下水道 (雨、汚)	車両乗入れ口	1
準工業地域	200 60	大規模集客施設制限地区	第四種高度地区	準防火	仙台市上水道 (口径Φ20mm(PP管)) (宅地内引込み済み、 水道局メーターBOX設置 済み)	仙台市公共下水道 (雨水、汚水取出し 済み)	上図のとお り設置済み	

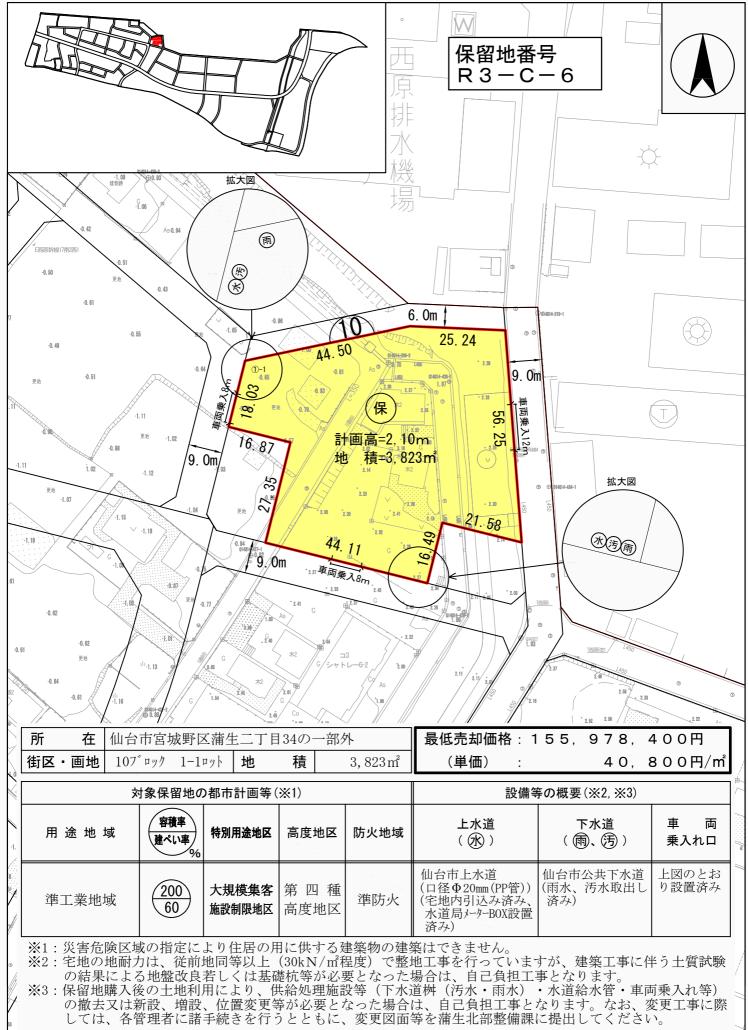
※1:災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません。

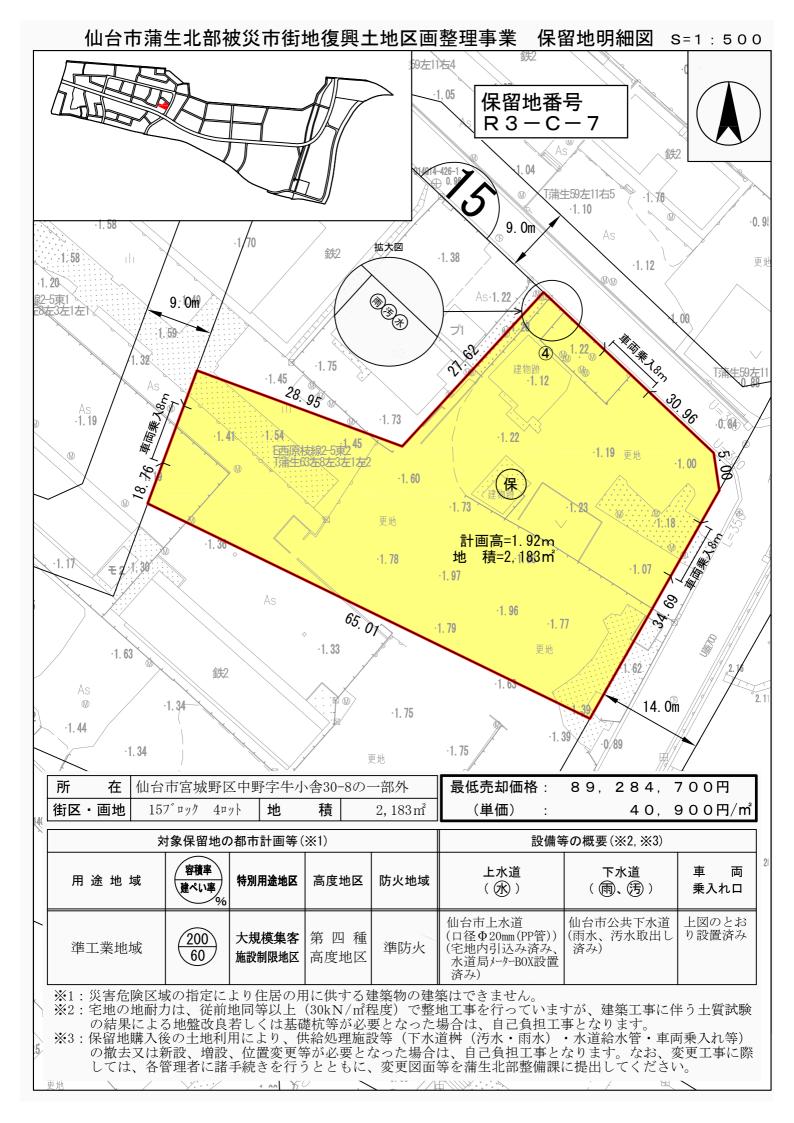
※2: 宅地の地耐力は、従前地同等以上 (30kN/m²程度) で整地工事を行っていますが、建築工事に伴う土質試験

の結果による地盤改良若しくは基礎杭等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 ※3:保留地購入後の土地利用により、供給処理施設等(下水道桝(汚水・雨水)・水道給水管・車両乗入れ等) の撤去又は新設、増設、位置変更等が必要となった場合は、自己負担工事となります。なお、変更工事に際 しては、各管理者に諸手続きを行うとともに、変更図面等を蒲生北部整備課に提出してください。

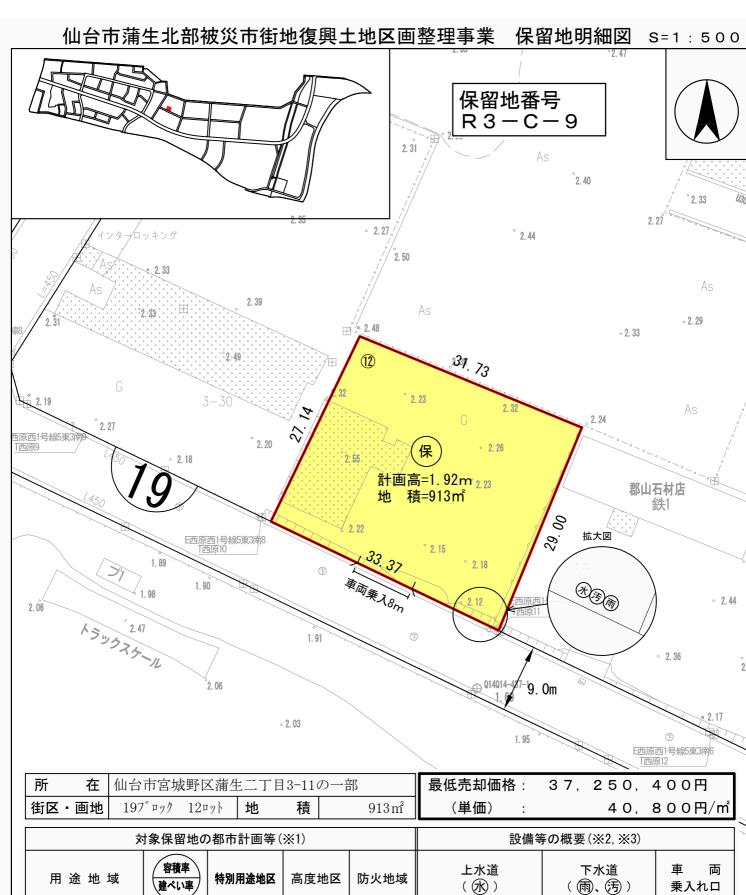


仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 保留地明細図 S=1:1000





仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 保留地明細図 S=1:500保留地番号 R3 - C - 8(1) 2.33 拡大図 014014-435-1.76 車両乗入8m 2.22 多透雨 2:60 9. Om **(4**) 2. 36 64. 80 . 2.36 車両乗入8m 6 2, 39 36 2. 47 F西原西1号線5東 ⅎ T西原5左3 (13) 鉄2 - 1.5 ウ車体工業 保 基礎 ° 2.48 計画高=1.85m As 積=2.203m² 2.00 2:50 2 ° 2.33 2.40 \sim 2, 33 Uson 2, 34 18. 24 2. 27 44 2.34 2.41/ 53. 57 ½.24 2. 9. Om As 2. 26 - 2. 29 ° 2.05 1.76 · 2.33 1.75 U蓋300 ° 2. 21 2.18 914914-464-1 . 68 仙台市宮城野区蒲生二丁目3-13の 最低売却価格: 89.001. 200円 所 在 ·部外 街区·画地 19ブロック 2, 203 m² 4py 地 積 (単価) 40 400円/m² 設備等の概要(※2,※3) 対象保留地の都市計画等(※1) 容積率 上水道 下水道 車 両 用途地域 特別用途地区 高度地区 防火地域 (爾、汚) 建ペい率。 (水) 乗入れ口 仙台市公共下水道 上図のとお 仙台市上水道 (雨水、汚水取出し 済み) (口径Φ20mm(PP管)) り設置済み 200 (宅地内引込み済み 工業地域 60 水道局メーターBOX設置 ※1:災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません。 ※2: 宅地の地耐力は、従前地同等以上(30kN/m²程度)で整地工事を行っていますが、建築工事に伴う土質試験 ※2. 七地の地間分は、使前地間等以上(30kl//間径度) く霊地工事を行うていますが、建業工事に伴う工資政線 の結果による地盤改良若しくは基礎杭等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 ※3:保留地購入後の土地利用により、供給処理施設等(下水道桝(汚水・雨水)・水道給水管・車両乗入れ等) の撤去又は新設、増設、位置変更等が必要となった場合は、自己負担工事となります。なお、変更工事に際 しては、各管理者に諸手続きを行うとともに、変更図面等を蒲生北部整備課に提出してください。

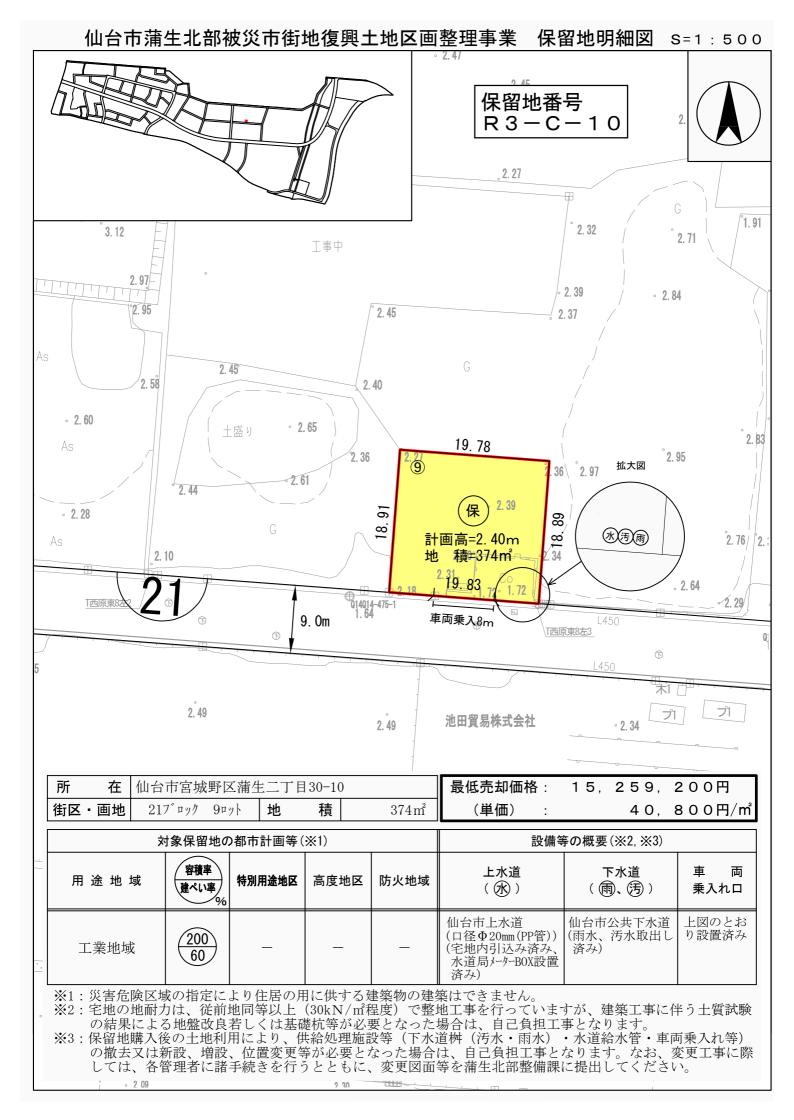


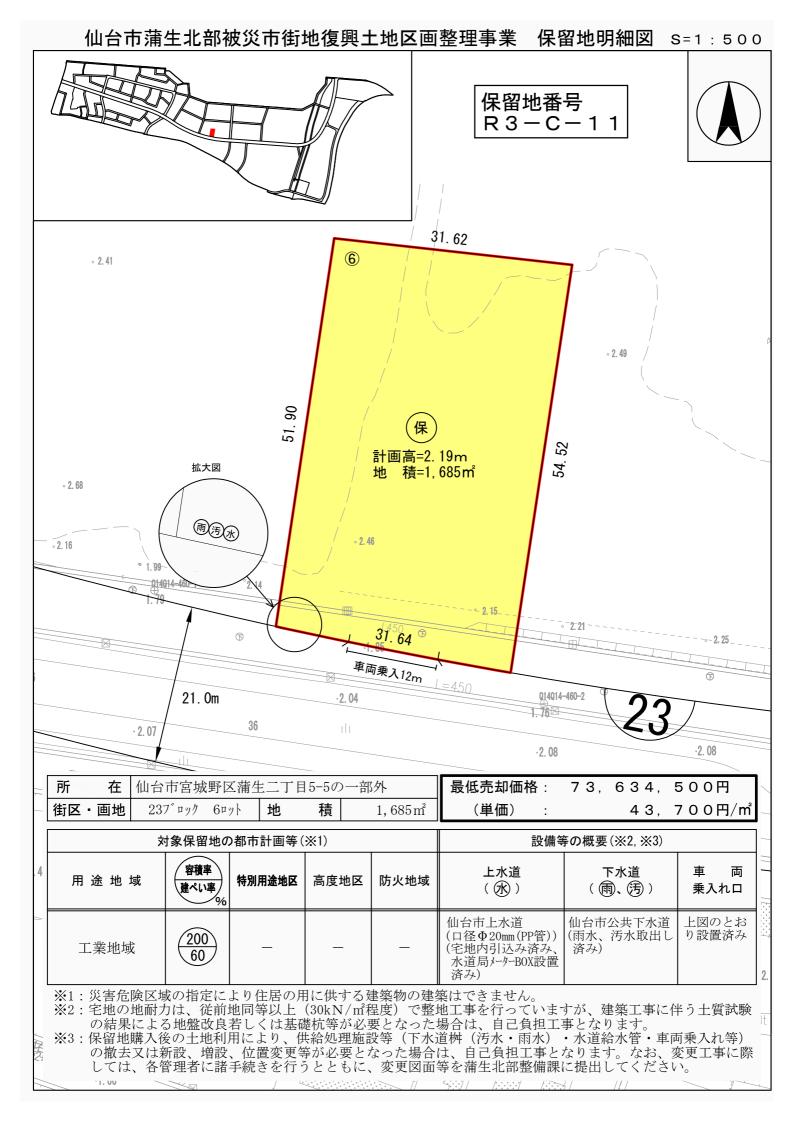
5	対象保留地の都市計画等(※1)					設備等の概要(※2, ※3)			
用途地域	容積率 建ペい率 %	特別用途地区	高度地区	防火地域	上水道 (永)	下水道 (雨、汚)	車 両乗入れ口		
工業地域	200 60	_	_		仙台市上水道 (口径Φ20mm(PP管)) (宅地内引込み済み、 水道局メーターBOX設置 済み)	仙台市公共下水道 (雨水、汚水取出し 済み)	上図のとお り設置済み		

※1:災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません。

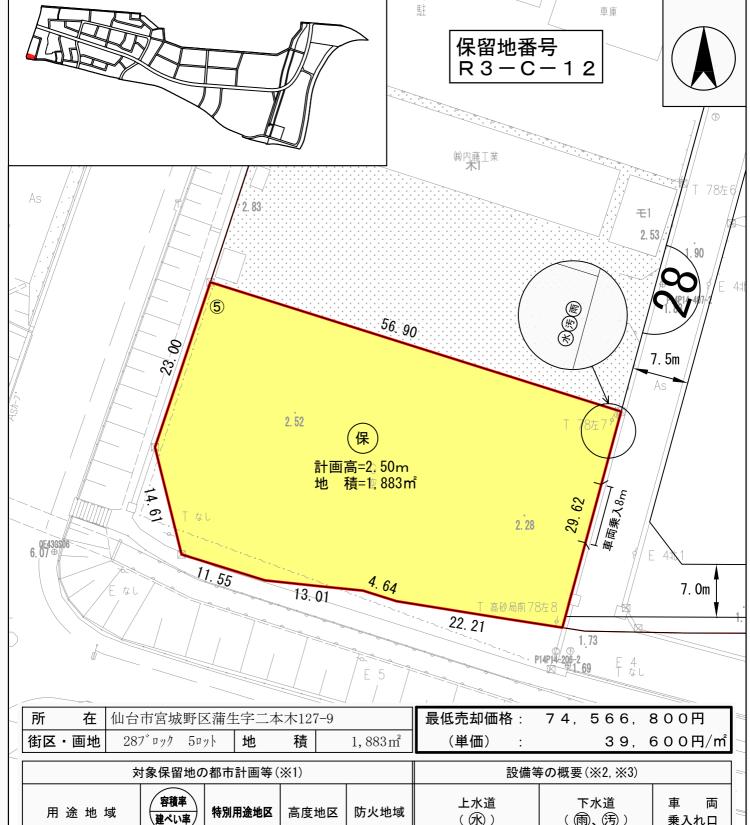
※2: 宅地の地耐力は、従前地同等以上 (30kN/m²程度) で整地工事を行っていますが、建築工事に伴う土質試験

の結果による地盤改良若しくは基礎杭等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 ※3:保留地購入後の土地利用により、供給処理施設等(下水道桝(汚水・雨水)・水道給水管・車両乗入れ等) の撤去又は新設、増設、位置変更等が必要となった場合は、自己負担工事となります。なお、変更工事に際 しては、各管理者に諸手続きを行うとともに、変更図面等を蒲生北部整備課に提出してください。





仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 保留地明細図 S=1:500



文	才象保留地 <i>0</i>)都市計画等(※ 1)		設備等の概要(※2, ※3) 上水道 下水道 車 両			
用途地域	容積率 建ぺい率 %	特別用途地区	高度地区	防火地域	上水道 (派)	下水道 (爾、汚)	車両乗入れ口	
準工業地域	200 60	大規模集客施設制限地区	第四種高度地区	準防火	仙台市上水道 (口径 Φ 20mm (PP管)) (宅地内引込み済み、 水道局メーターBOX設置 済み)	仙台市公共下水道 (雨水、汚水取出し 済み)	上図のとお り設置済み	- 7

※1:災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません。

※2:宅地の地耐力は、従前地同等以上(30kN/㎡程度)で整地工事を行っていますが、建築工事に伴う土質試験の結果による地盤改良若しくは基礎杭等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 ※3:保留地購入後の土地利用により、供給処理施設等(下水道桝(汚水・雨水)・水道給水管・車両乗入れ等)の撤去又は新環、港設、位置変更等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 しては、各管理者に諸手続きを行うとともに、変更図面等を蒲生北部整備課に提出してください。 ※4:保留地内にNTTの電柱があるため、別途NTTとの占用手続きが必要となります。

仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 保留地明細図 S=1:500保留地番号 R3 - C - 134P14-408-1 E 8-南5 2 59 4 2.10 ^{車両乗入8}m 45. 32 車両乗入8m 6-121.0m 倉庫1 -2 3 \$ 保 E1 外透闹 計画高=2/14m 35 積=1,952㎡ 43 2.76 45. 92 木2 T 78左3 倉庫1 P14P14-206-1 2. 15 4±6 仙台市宮城野区蒲生字二本木127-50の一部外 最低売却価格: 85, 302, 400円 所 在 街区・画地 (単価) 29ブロック 6-1ロット 地 700円/㎡ $1,952\,\mathrm{m}^2$ 43, 対象保留地の都市計画等(※1) 設備等の概要(※2.※3) 容積率 上水道 下水道 車 両 特別用途地区 用途地域 防火地域 高度地区 建ペい率 (水) (爾、汚) 乗入れ口 仙台市上水道 仙台市公共下水道 上図のとお (雨水、汚水取出し (口径Φ20mm(PP管)) り設置済み 200 大規模集客 第四種 準防火 準工業地域 (宅地内引込み済み、 済み) 60 施設制限地区 高度地区 水道局メーターBOX設置 済み)

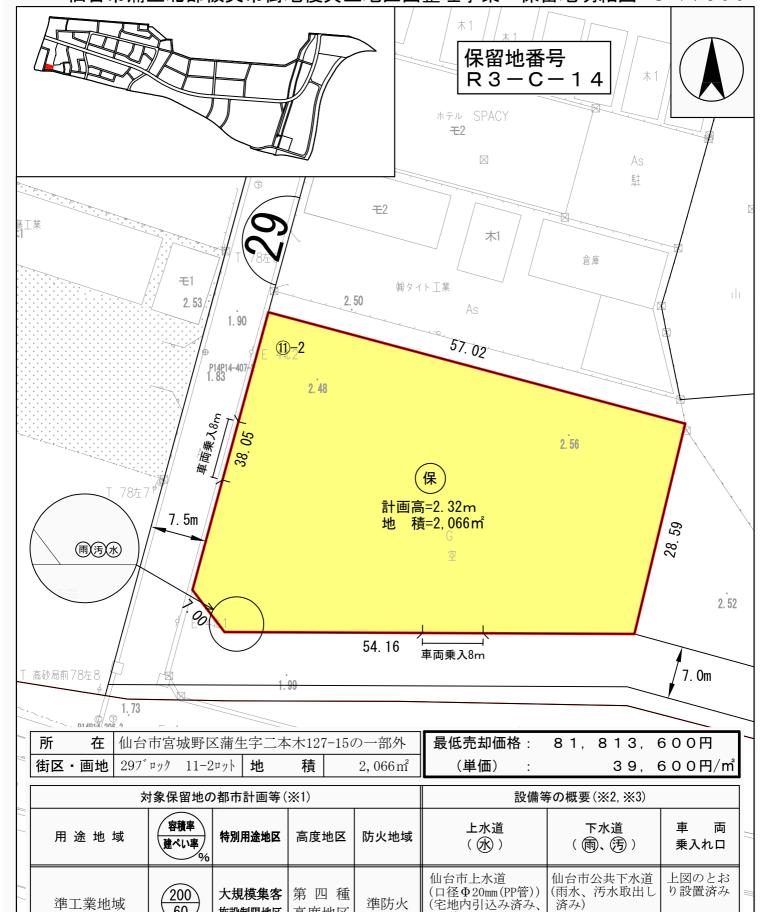
※1:災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません。また、この保留地内には未調査の

07

埋蔵文化財包蔵地が存在します。 ※2:宅地の地耐力は、従前地同等以上(30kN/㎡程度)で整地工事を行っていますが、建築工事に伴う土質試験 の結果による地盤改良若しくは基礎杭等が必要となった場合は、自己負担工事となります。

※2. 七地の地間分は、使前地間等以上(30kk//間程度)で登地工事を行っていますが、建業工事に伴う工資試験 の結果による地盤改良若しくは基礎杭等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 ※3:保留地購入後の土地利用により、供給処理施設等(下水道桝(汚水・雨水)・水道給水管・車両乗入れ等) の撤去又は新設、増設、位置変更等が必要となった場合は、自己負担工事となります。なお、変更工事に際 しては、各管理者に諸手続きを行うとともに、変更図面等を蒲生北部整備課に提出してください。

仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 保留地明細図 S=1:500



※1:災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません。

施設制限地区

60

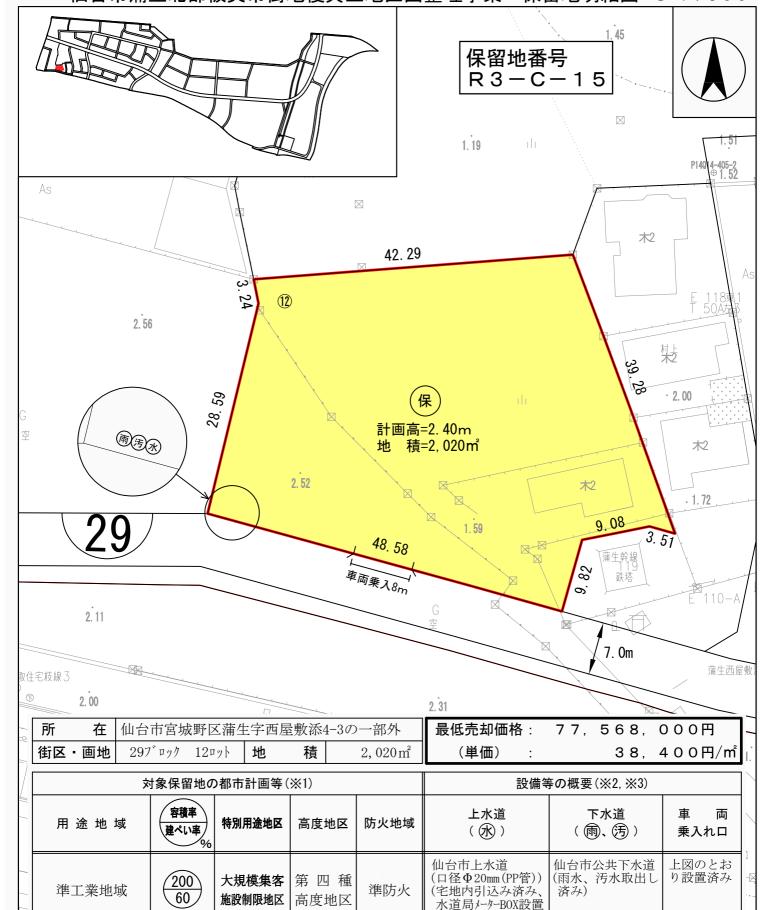
※2: 宅地の地耐力は、従前地同等以上(30kN/m²程度)で整地工事を行っていますが、建築工事に伴う土質試験

水道局メーターBOX設置

高度地区

※2. 七地の地間分は、使前地間等以上(30kk//間程度)で登地工事を行っていますが、建業工事に伴う工資試験 の結果による地盤改良若しくは基礎杭等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 ※3:保留地購入後の土地利用により、供給処理施設等(下水道桝(汚水・雨水)・水道給水管・車両乗入れ等) の撤去又は新設、増設、位置変更等が必要となった場合は、自己負担工事となります。なお、変更工事に際 しては、各管理者に諸手続きを行うとともに、変更図面等を蒲生北部整備課に提出してください。

仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 保留地明細図 S=1:500



※1:災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません。また、この保留地内には未調査の

済み)

- 埋蔵文化財包蔵地が存在します。 ※2:宅地の地耐力は、従前地同等以上(30kN/㎡程度)で整地工事を行っていますが、建築工事に伴う土質試験
- の結果による地盤改良若しくは基礎杭等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 ※3:保留地購入後の土地利用により、供給処理施設等(下水道桝(汚水・雨水)・水道給水管・車両乗入れ等) の撤去又は新設、増設、位置変更等が必要となった場合は、自己負担工事となります。なお、変更工事に際 しては、各管理者に諸手続きを行うとともに、変更図面等を蒲生北部整備課に提出してください。

仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 保留地明細図 S=1:1000 保留地番号 R3 - C - 161,54 木1 木2 E 薄集群 21. 0m 架 おのでら 拡大図:6年2 1.43 BBbs 1.74 木1 56. 2 59 木1 1.47 1.52 34 爾湾水 保 1,47 計画高=2.43m 1.23 積=2.329㎡ 1.47 木 21.27 木1 E 112464 1.57 • E 112-115 T 3/4/53 P14014-203-1 34.97 類アパート 14.≉0m ٥ ガーデンハイツ 2.03 拡大図 1 85 7.44 1.33 9.0m 1.87 雨 1.18 E 112413 76 1.74 · T 54左5左2 1.36 1.66 所 仙台市宮城野区蒲生字屋敷17の一部外 最低売却価格:100,612, 800円 在 街区·画地 (単価) 31ブ ロック 地 積 2, 329 m² 43, 200円/㎡ 20% 対象保留地の都市計画等(※1) 設備等の概要(※2.※3) 容積率 上水道 下水道 車 両 用途地域 特別用途地区 防火地域 高度地区 建ペい率 (水) (爾、汚) 乗入れ口 仙台市上水道 仙台市公共下水道 上図のとお (雨水、汚水取出し (口径Φ20mm(PP管)) り設置済み 200 大規模集客 第四種 準防火 準工業地域 (宅地内引込み済み、 済み) 60 施設制限地区 高度地区 水道局メーターBOX設置 済み) ※1:災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません。また、この保留地内には未調査の 埋蔵文化財包蔵地が存在します。

- ※2: 宅地の地耐力は、従前地同等以上(30kN/m²程度)で整地工事を行っていますが、建築工事に伴う土質試験
- ※2. 七地の地間分は、使前地間等以上(30kk/川程度)と登地工事を行うていますが、建業工事に伴う工賃試験 の結果による地盤改良若しくは基礎杭等が必要となった場合は、自己負担工事となります。 ※3:保留地購入後の土地利用により、供給処理施設等(下水道桝(汚水・雨水)・水道給水管・車両乗入れ等) の撤去又は新設、増設、位置変更等が必要となった場合は、自己負担工事となります。なお、変更工事に際 しては、各管理者に諸手続きを行うとともに、変更図面等を蒲生北部整備課に提出してください。